

保護者 各位

糸満市教育委員会
教育長 屋良 朝俊
(公印省略)

暴風警報（特別警報を含む）発令及び解除時における学校の
臨時休校並びに児童生徒の安全確保について（依頼）

台風接近時の暴風警報（特別警報を含む）発令・解除時の登下校について、市内すべての小中学校で（大度分校を除く）下記のとおり実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 暴風警報（本島南部地域に）が発令された場合の登下校について

- （１）登校前に発令された場合は、臨時休校となります。
 - ① 暴風警報発令の情報がテレビやラジオ等で確認してください。
 - ② 各家庭での学習となります。登校させないようにお願いします。
- （２）登校後に暴風警報が発令された場合は、その時点で臨時休校の措置となります。下校の迎えなど安全確保へのご協力をお願いします。

2 暴風警報（本島南部地域の）が解除された場合の登校について

（１）午前６時までに解除の場合

- ① 普通どおり登校。
- ② 給食があります。
 - 警報が解除されても強風が続いている場合は、児童生徒の安全確保の観点から危険であると糸満市教育委員会が判断した場合は、市内すべての小中学校を休校とすることもあります。また、通常の登校時間を遅らせて登校させることもあります。
 - さらには、各学校の校区の地理や地形等により、各学校長が当該学校の休校を判断することもあります。

（２）午前６時以降の解除

- ① 引き続き休校。
- ② 各家庭で学習してください。

<この件の担当> 糸満市教育委員会 学校教育課 TEL098-840-8165 FAX098-840-8161
